

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月10日現在

機関番号：32663
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22520079
 研究課題名（和文） 自治国家は形容矛盾かとの問いの解明——シュタイン自治理論の研究を通して
 研究課題名（英文） Whether the self-government state is contradictory. Study on theory of self-government by Lorenz von Stein
 研究代表者
 柴田 隆行（SHIBATA TAKAYUKI）
 東洋大学・社会学部・教授
 研究者番号：20235576

研究成果の概要（和文）：明治期日本で自治制を導入した山縣有朋らが主として学んだのはグナイストとローレンツ・フォン・シュタインであった。シュタインらは国家と社会の対立という問題の解決を自治体に求めたが、グナイストが自治体を国家機関と位置づけたのに対し、シュタインは自治を国家原理として理解した。シュタインは自治を諸個人の人格的自由実現の場と考え、自治国家を構想、彼の行政理論、財政理論、教育理論等はその具体的実現のためのものであった。

研究成果の概要（英文）：Ito Hirobumi and Yamagata Aritomo studied the system of self-government under Gneist and Lorenz von Stein, who thought the self-government as a medium between state and society. While Gneist thought self-government as a organ of the state, Stein thought it as a field for realization of personal freedom of individuals and at the same time as a state itself. Stein designed the self-government state.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1800,000	540,000	2,340,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・思想史

キーワード：思想史、社会思想史、自治、シュタイン、グナイスト

1. 研究開始当初の背景

「自治」はドイツ語で Selbstverwaltung と
 言うが、これを直訳すると「自己管理」である。
 わが国では自治体と聞いて国家を連想する人は少ない。
 地方自治体という言葉があるように、自治体は国家内部の一区域ないし一機関を指すことが多い。しかし 2000 年の自

治法改正により地方自治体を地方政府としてその独立性を目指す動きが活発である。19世紀の国家学者シュタインは国家そのものを自治体と捉える視点を持っていたが、シュタインやグナイストに学んだ明治の政治家や官僚はそれを理解できず、あるいは意図的

に改訳し、自治体を国家の一機関以上のものとならないように制度化し、それが定着した。

2. 研究の目的

(1) 自治イコール地方自治体と理解するわが国の辞書などでの扱いは、明治期日本の学者や政治家等によるシュタインならびにグナイストの自治理論の誤解ないし曲解に基づくことを具体的に明らかにする。

(2) 社会の学としての国家学を構築したシュタインにとって自治こそが国家の核であり、国家は自治体であった。その具体的な中身を解明する。

(3) だが国家が自治体となるとむしろ自治が実現できないとしてナチズム体験を反省した戦後ドイツの自治理論学者は自治体の国家からの独立を強く主張する。その問題を含めて、社会と国家との統合を目指す「社会国家」の核となるべき自治のあり方を再考する。

3. 研究の方法

(1) シュタインとグナイストの自治理論の特色を明らかにするため、彼らの著作を読解すると同時に彼らの往復書簡を分析する。シュタイン遺稿はシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館に、グナイスト遺稿はベルリンにあるプロイセン機密公文書館に所蔵されている。

(2) ウィーンのシュタインのもとで学んだ 70 名に及ぶ明治期日本の学者・政治家らがシュタインと交わした往復書簡を調査し、彼らがシュタインの自治理論をどのように理解したかを明らかにする。

(3) 現在の欧米ならびに日本の自治理論の研究水準を理解し、シュタインの自治国家理論を評価する。

(4) シュタインの自治理論が現在のドイツ政

治にどのような影響を与えているかを調査する。

4. 研究成果

(1) 自治と言えば地方自治を連想し、中央政府の出先機関と見なす発想は、立憲君主制の確立を目指す明治日本の政治家とりわけ山縣有朋と井上毅（両者の論争）の産物という側面が強いが、伊藤博文を筆頭とする明治期の政治家や官僚、学者たちの多くがその理論的根拠をウィーンのシュタインとベルリンのグナイストに求めた。その議論と法制化を詳細に追い、日本における自治制度の確立過程を調べた。

(2) 日本に紹介されているシュタインならびにグナイストの講義録を研究し、彼らの見解が日本でどのように伝えられたかを明らかにした。たとえばグナイストはイギリスの自治制度をドイツ・プロイセンに根づかせようとしたが、彼は日本人に対してはむしろフランスの中央集権制度を見習うよう進言していた。

(3) シュタインに関しては、シュタインと日本人とのあいだで交わされた書簡を徹底調査し、筆記体原文すべてを電子データとして入力して冊子にまとめて公刊し、日本及びドイツの研究者から感謝・称讃された。

(4) シュタインとグナイストの自治理論を研究し、彼らが、日本人に伝えていたこととは異なる、きわめて自由主義的な自治理論を本来は展開していることを明らかにした。彼らが青年期から晩年まで密接な学問的かつ私的交流関係にあったことが、彼らの往復書簡の解読によって明らかになった。この往復書簡の解読により、彼らの著作から明らかになること以上のリアルな政治的背景が理解出来た。グナイストとシュタインの共通性は、彼らがともに国家と社会との対立・葛藤という 19 世紀の共同体が抱える問題解決の緒を

自治体に求めた点にあり、差異性は、グナイストが自治体を国家の機関として位置づけるのに対して、シュタインが自治を国家そのものの構造として理解した点にある。グナイストがベルリン大学法学教授でありつつ一貫して議会で活動する政治家であり、現実政治において国家の立場から「統治」する視点で自治を論じたのに対して、シュタインはキール時代も含めつねに現実政治に即しつつも学問的な立場からものごとを考えた。その意味でシュタインの自治理論は抽象的と言えないこともないが、自治を諸個人の人格的自由の実現の場と考える姿勢は一貫して揺るぎなかった。そしてこの立場を堅持しつつ、どこまで自治国家という構想が展開可能かとことん考え、人口論、社会論、行政理論、財政理論、教育理論、兵制論等々を詳細に論じ尽くした。こうしたシュタインの自治理論は、伊藤や山縣らの当時の政治的必要性に迫られた理解によって歪められ、自治体は国家の地方出先機関に貶められた。しかし、20世紀後半にドイツを筆頭に社会国家という共同体全体の枠組のなかで自治体の独立性が認知され、日本でも2000年の自治法改正以来ようやく国家の一機関とは別の、自治体独自の機能が認知され実践され始めたが、その理論的な基礎に、かつてシュタインが構想した自治理論に合致する部分が多々見られる。

(5)シュタインのそうした自治理解が、1848年前後のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン両公国のデンマーク王国連合からの独立運動への参加のなかで得られたことを明らかにした。

(6)グナイストの書簡を調べるなかで、彼の長年の友人であるミッターマイアーの息子が、アメリカのフランシス・リーバーの自由自治理論をドイツ語に翻訳し、グナイストもリーバーの自治理論に注目していることが

わかった。リーバーと言え、明治期日本で最初に紹介された欧米の自治理論の著者であり、山縣らが最も警戒した自治国家思想の持ち主である。シュタイン、グナイスト、伊藤博文、山縣有朋にリーバーが加わったことで、明治期日本の自治理論解明の鍵が見えてきた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

- ①柴田隆行、自治をめぐるグナイストとシュタインの理論上の差異、東洋大学社会学部紀要、査読無、50-2号、2013、81-96
- ②柴田隆行、「自治」——翻訳語研究(二)、理想、査読なし、690号、2013、131-142
- ③柴田隆行、シュタインとグナイストの交流——往復書簡を通して(下)、東洋大学社会学部紀要、査読無、50-1号、2012、83-97
- ④柴田隆行、1813年夏学期のフィヒテ講義は「国家論」ではないのか、フィヒテ研究、査読無、20号、2012、61-73
- ⑤柴田隆行、シュタインとグナイストの交流——往復書簡を通して(上)、東洋大学社会学部紀要、査読無、49-1号、2012、25-38
- ⑥柴田隆行、井上円了とカント、再考、井上円了センター年報、査読無、20号、2011、3-25
- ⑦柴田隆行、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの歴史から考えるローレンツ・フォン・シュタインの〈国家・社会・自治〉、東洋大学社会学部紀要、査読無、48-1号、2010、31-42

[学会発表] (計1件)

- ①柴田隆行、1813年4月からのフィヒテ講義は「国家論」ではないのか、日本フィヒテ協会第27回大会シンポジウム、2011年11月13日、立正大学

〔図書〕（計1件）

①柴田隆行、ローレンツ・フォン・シュタイ
ンと日本人との往復書翰集 Briefe von
Japanern an Lorenz von Stein und einige
Antworten von demselben、私家版、2011、
125

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柴田 隆行 (SHIBATA TAKAYUKI)

東洋大学・社会学部・教授

研究者番号：20235576

(2) 研究分担者 (0)

(3) 連携研究者 (0)